５　へき地手当に準ずる手当

（１）　概要

へき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別な地域に所在する学校で、人事委員会の指定する学校（共同調理場を含む。）に異動し、かつ、住居を移転した職員に対して支給される手当です。

（条例第１１条の３第１項）

（２）　支給範囲及び支給額

ア　支給範囲

① 異動又は勤務する学校の移転及び採用に伴って住居を移転した場合に、当該異動等により勤務することになった学校が、へき地学校、準へき地学校及び特別の地域に所在する学校に該当するとき、当該職員に支給されます。

② 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、へき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して３年を経過していない者に支給されます。

※ 「異動等に伴い住居を移転をする」とは異動後の学校に勤務するために移転する場合をいい、移転前の住居から通勤することが容易であるにもかかわらず、自己の都合で住居を移転した場合等は支給の対象外となることがあります。

イ　支 給 額

（ 給料の月額 ＋ 扶養手当の月額 ）× 支給割合

（注）給料の月額とは、「給料月額＋給料の調整額＋教職調整額」を指します。

異動等から	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目
支給割合	４ /100			４ /100		２ /100

（３）　支給方法

ア　支給手続

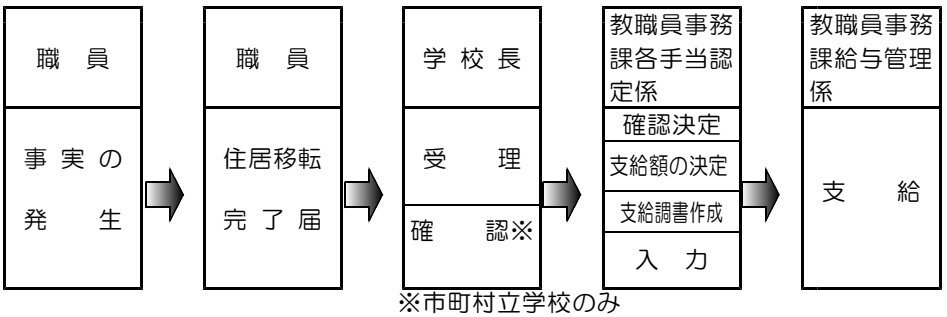

※市町村立学校のみ

イ　届出が必要な場合

新たに上記（２）のアの①又は②の職員である要件を具備した場合

ウ　報告が必要な場合

(ｱ)　異動等に伴いに住居を移転し、後に前住居等に戻った場合。
(ｲ)　産前休暇・産後休暇や育児休業、休職等のため、別居している配偶者の家又は実家等に転居した場合、また、その後復職し勤務を再開するため再度転居した場合。
(ｳ)　海外日本人学校に派遣されるため、又は当該派遣出発前の研修期間のために、異動直後に移転した住居を引き払い、転居した場合（実家等に家財道具一式を移し、住居を引き払う場合を含む）、また、海外派遣終了により所属での勤務を再開するため再度転居した場合。
※ この報告を受けて打切・中断・再開の手続きを行うこととなります。

※報告は、参考様式を参照してください。

エ　支給の始期、終期

へき地手当の支給方法に準じて支給します。ただし、支給期間については、次のとおり。

（ア）　職員が住居を移転した日から支給されます。ただし、（２）のアの②の場合は、指定日から支給されます。

（イ）　当該異動等の日から起算して３年（３年を超え引き続き同一学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあっては６年※）に達する日まで支給されます。
ただし、次に掲げる事由が生じた場合は、各々定める日をもってその支給は終わります。

ａ　異動等（採用を除く。）によりへき地等学校以外の学校に勤務することになった場合
→　当該異動等の日の前日

ｂ　異動等（採用を除く。）により再度へき地等学校に勤務することになった場合で、これに伴い住居を移転した場合
→　住居移転の日の前日

※　市町村立学校職員は各教育局から報告されるため不要ですが、道立学校の学校長は、手当の支給を受けている職員が当該異動等の日から３年を超え引き続き同一学校に勤務することとなる場合、へき地等学校に３年を超えて勤務する職員に係る報告書（別記第19号様式その２）により教職員事務課手当認定・旅費担当課長に報告してください。

（ウ）　へき地等学校が統合され当該へき地等学校から引き続き、統合後のへき地等学校に勤務することとなった職員で、統合に伴い住居を移転しなかった職員及び同一小中併置校において小学校・中学校間の勤務替えをされた職員等に対する（２）の適用に当たっては、引き続き前任校に勤務している場合と同様に取り扱われます。

【参考】添付書類

住民票の写し（（３）支給方法イ、ウの場合とも必要です。ただし、ウの(ｳ)において海外へ転居した場合は省略可）

注　１　住居移転年月日は、実際の入居年月日とし、住民票の写しに記載の移転年月日と異なる場合は、異なる理由を記載した本人の「申立書」を添付すること。

２　実際の移転直前の住所が住民票に記載の前住所と異なる場合は、移転直前の住所に係る申立書及び移転直前の住所に移住していたことを証明する書類（写し）を提出すること。

３　移転前の住居からの通勤が容易にも関わらず、住居を移転した場合は、特別の事情のない限り、異動等に伴う移転とはみなされないこと。

［参考資料］

へき地手当に準ずる手当支給例一覧

（注）　○及び●は、異動の日
□及び■は、住居移転の日を示す。

異動の区分	住居移転	異動の時期	支給期間 0 1 2 3年 4 5 6年 7 8 9	
へき地等学校↓へき地等学校	有	3年未満	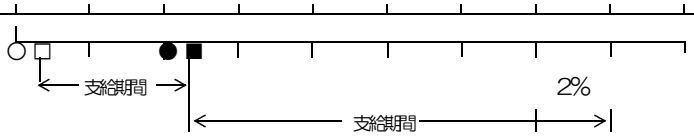	●から6年に達する日まで
		3年目	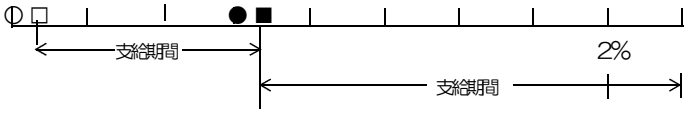	●から6年に達する日まで
		3年経過後～5年未満	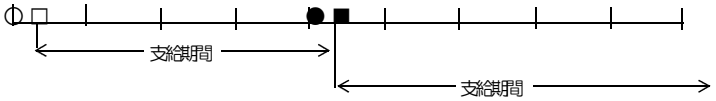	●から6年に達する日まで
		5年目以上～6年未満	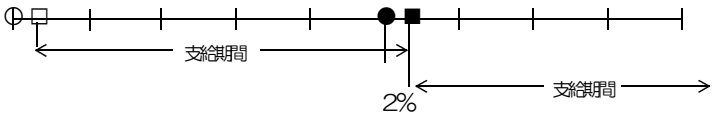	●から6年に達する日まで
		6年以上	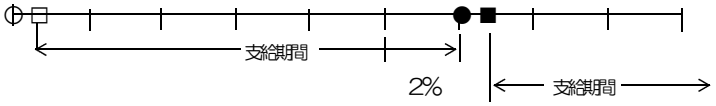	■に支給開始 ●から6年に達する日まで
	無	3年目まで（他校へ）	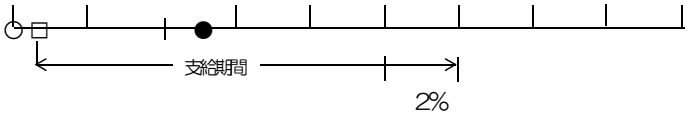	○から6年に達する日まで
		3年経過後（他校へ）	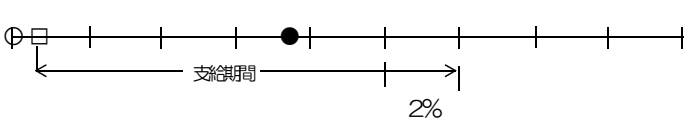	○から6年に達する日まで
		小中併置校間異動	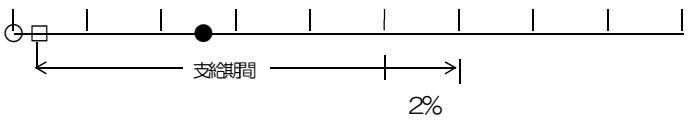	□に支給開始 ○から6年に達する日まで
へき地等学校↓非へき地等学校	有		異動発令年月日から打切り	
	無			

◎新たに職員となったとき（採用に伴い住居を移転した場合）
◎異動したとき（異動に伴い住居を移転した場合）

別記第19号様式その1（日本産業規格Ａ４縦型）

市町村立学校職員は、所属長の確認を受けてください。

届出の記載事項について確認した。
令和〇年4月6日
〇〇町立〇〇小学校長　△△　△△

住　居　移　転　完　了　届

勤務庁名		（所属コード　１１１１１１　） 〇〇町立〇〇小学校
へき地等学校の区分		☑ へき地　□ 準へき地　□ 特別地
職員の職名・氏名		（職員番号　１１１１１１　） 教諭　北海太郎
異動（採用）発令年月日		令和 〇 年 ４ 月 １ 日
住居移転後の住所		〇〇郡□□町□丁目□番地
住居移転年月日		令和 〇 年 ４ 月 ２ 日
住居移転直前の住所		〇〇市□□町□丁目□番地
異動前の状況	勤務庁名	（旧勤務庁名　△◇町立△◇小学校） ☑ へき地等学校（へき地手当規則第８条第３項に該当した場合を含む。） □ そ　の　他
	発令年月日	令和 △ 年 ４ 月 １ 日
	へき地手当に準ずる手当支給の有無	☑ 有　□無
備考		

実際の入居日を記入すること。

採用に伴い住居を移転した場合は、へき地手当に準ずる手当支給の有無のうち【無】にチェックしてください。この場合、勤務庁名と発令年月日は記載不要です。

（注）備考欄には、赴任期間後に住居を移転した場合はその理由を具体的に記入すること。

添付書類
住民票の写し
・実際の入居日と住民票に記載の移転年月日が異なる場合は、
理由を記載した本人の「申立書」を添付すること。

・住居移転前の住所と住民票に記載の前住所が異なる場合は、
「移転直前の住所に係る申立書」及び「移転直前の住所に居住していたことを証明する書類の写し」
を添付すること。

【参考様式記入例】報告が必要な場合

市町村立学校職員は、所属長の確認を受けてください。

届出の記載事項について確認した。
令和〇年5月6日
〇〇町立〇〇小学校長　△△　△△

住　居　移　転　報　告　書

勤　務　庁　名	（所属コード　１１１１１１　） 〇〇町立〇〇小学校
へき地等学校の区分	☑ へ き 地　□ 準へき地　□ 特 別 地
職員の職名・氏名	（職員番号　１１１１１１　） 教　諭　北　海　花　子
住居移転後の住所	〇 〇 郡 □ □ 町 □ 丁 目 □ 番 地
住居移転年月日	令和 〇 年 ５ 月 ３ 日
住居移転直前の住所	〇 〇 市 □ □ 町 □ 丁 目 □ 番 地

実際の入居日を記入してください。
（住民票と一致しない場合は申立書を提出してください。）

移転理由

例１
（支給停止の場合）
産休により夫の居住地に住居を移転したため。

例2
（再支給の場合）
育児休業から復職したため。

備　考